

スマートフォン決済アプリを利用した水道料金・下水道使用料の収納サービスを開始します

問管理課 ☎ 4511

4月1日から、水道料金・下水道使用料がスマートフォンアプリで決済できます。納入期限日までは、ダウンロードした専用アプリから納付書のバーコードを読み込むことで、いつでもどこでも支払いが可能となります。

◆納付できる料金など

水道料金、下水道使用料

◆利用可能な電子マネーアプリ

「LINE Pay」「PayPay」「楽天銀行」「PayB」「auPAY」「銀行 Pay」

◆利用に関する注意事項

- ①コンビニ等納付用のバーコードが印字されている納付書であれば利用可能です。ただし、納入期限日を過ぎると利用できません。
- ②領収書は発行されませんので、アプリの利用明細や銀行口座の入出金取引明細などで納付実績をご確認ください。
- ③市で納付確認ができるまでに3週間程度かかりますので、すぐに領収済証明書などが必要な場合は、金融機関などでの支払いをお勧めします。

※各アプリの詳しい利用方法などについては、市ホームページや各アプリの公式ホームページをご覧ください。



令和3年度国民年金保険料学生納付特例の申請を受け付けています

「学生納付特例制度」は、20歳以上の学生で所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、在学中の保険料納付が猶予される制度です。

学生で20歳になる人は、誕生日の前日の翌月末までに申請が必要です。

持ち物 ▶基礎年金番号またはマイナンバーが分かるもの▶在学証明書（原本）または学生証の写し（両面）▶本人確認書類（マイナンバーカードなど）

※世帯が異なる人が代理で申請する場合は、委任状、代理人の本人確認書類が必要です。

※令和2年度の学生納付特例が承認された人で、4月以降も引き続き在学予定の人には、日本年金機構から学生納付特例申請はがきを送付されます。令和3年度も学生納付特例を申請する人は、申請はがきを返送してください（はがきで申請した場合は、窓口での申請は必要ありません）。
※令和元年度、2年度の申請をしていない場合はご相談ください。

問市民課 ☎ 6753

八戸年金事務所

☎ 0178・44・1742

未定地区の民生委員・児童委員が決まりました

氏名	電話番号	担当地区
成田 誠	☎ 4108	西十五番町 14～37、 西十六番町 19～33

問生活福祉課 ☎ 6749

サークル活動や生涯学習講座を紹介

「学びのガイド」を市ホームページで公開しています

新たな学びの機会を創出するため、サークル活動や生涯学習講座を一覧にした情報ページ「学びのガイド」を市ホームページで公開しています。

見学や体験可能なサークルもありますので、興味のある人は、各サークル・団体へ直接お問い合わせください。

問スポーツ・生涯学習課

☎ 0186

住所変更の届出書（住民異動届出書）を市ホームページからダウンロードできます

転入・転居・転出などの際に必要な住所変更の届出書（住民異動届出書）を、市ホームページの「申請届出様式ダウンロードサービス」からダウンロード・印刷することができます。

事前に届出書を記入できるので、手続き時間の短縮につながります。住所変更の届け出をする人は、ぜひご利用ください。

問市民課 ☎ 6755